

赤文字は、平成 27 年に改正した箇所です。

項 目		景観形成基準
建 築 物	高さ	・周辺の山々やまちなみとの調和に配慮した高さとしてください。
	形態 意匠	<p>・“下田まち遺産” となり得る地域の特長的な自然・歴史・文化・人の暮らしに関連する資源を尊重し、調和のとれた形態・意匠としてください。</p> <p>・室外に設ける設備など(太陽光発電設備・風力発電設備類を含む)は、通りから目立たないように工夫してください。</p>
	色彩	・通りから外観が見える部分(看板類を含む)は、周りの自然や田園風景との調和に配慮した配色としてください。
	外構	・敷地内の空地は、緑化を図ってください。